「AEDの更新」してますか？

AEDを安心・安全に使用するためには、AEDの設置管理者に対して、AEDの日常点検や消耗品の管理の徹底、設置情報の登録・公開等の実施、AEDの更新が求められます

AED更新の必要性と、AEDの保証期間と耐用年数の違い、日常点検や消耗品の管理などについて解説します。あわせてAEDの管理における注意点も紹介しています

「AEDの更新」必要なわけとは

医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する薬事法（昭和35 年法律第145号）によってAEDは「高度管理医療機器」および「特定保守管理医療機器」と定義されています　AEDの医療機器としての品質や、有効性・安全性を担保維持するために、耐用期間を過ぎたAEDは速やかに更新する必要があります

AEDの更新とは、
新しいAEDに交換する（買い替え・入れ替え）を指します

NEW AEDの更新 特集

「AED」の保証期間

保証期間内かつ取扱説明書などに記載されている動作保証条件でAEDに不具合が発生した際に、購入者（設置管理者）は通常追加費用なしで修理・交換サービスを受けられます

保証期間は、保証書、添付文書に記載されています

「AED」の耐用年数

正式には薬機法で「耐用期間」という用語で示されています
そのため、ここからは耐用期間として解説していきます
耐用期間とは、機器の品質や安全性、有効性を維持可能な期間のことです

使用環境や単位時間内の稼働時間、使用回数などを考慮して、耐久性に関するデータから各製造販売業者が設定しています

「AED」の法定耐用年数

法定耐用年数とは、税法で規定される耐用年数のことです
つまり減価償却の期間のことです
法定耐用年数は経理や会計などの分野で用いるため、通常使用する上で意識する必要はありません

AEDの法定耐用年数は4年とされています　実用上の耐用期間とは異なるため、法定耐用年数の4年を過ぎたからといってAEDを交換する必要はありません

2024年に更新予定製造年数

メーカーが公表している
耐用年数　8年の場合　2016年製
　　7年の場合　2017年製
　　6年の場合　2018年製
　　5年の場合　2019年製

AEDの日常点検と消耗品の管理

＊ステータスインジケーターの確認
目視でインジケーターの表示が使用可能であるかどうか確認してください

＊消耗品の管理
パッドやバッテリーなどの消耗品の使用期限はメーカーや機種によって異なりますが、AED本体の保証期間より短いケースが一般的です

合同会社　クロスタート

所在地：北海道北見市とん田西町218-30
サイト：https://ibiz.co.jp
問い合わせ：0157-57-3813
style@ibiz.co.jp